

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】 3

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令【総務企画局総務部文書課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

薬事法の一部改正に伴い、規則に引用する同法の題名を改正することにしました。

この規則は、平成26年11月25日から施行することにしました。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第57号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成3年北九州市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

付 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

北九州市訓令第 8 号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 11 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市事業所長等専決規程の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第 1 条 北九州市副市長以下専決規程(昭和 43 年北九州市訓令第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 8 の表の局長の項第 7 1 号中「薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。)」に改め、同項第 7 2 号及び第 7 3 号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同項第 7 4 号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「総括製造販売責任者等」を「医薬品等総括製造販売責任者等」に改め、同項第 7 5 号から第 7 8 号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改める。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第 2 条 北九州市事業所長等専決規程(昭和 43 年北九州市訓令第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 12 の表の保健所長の項第 39 号中「薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。)」に改め、同項第 40 号から第 52 号までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改める。

付 則

この訓令は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。